

宅地建物取引業の免許について

【宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）】

1. 案内情報

○ 手続名：宅地建物取引業の免許（宅地建物取引業法第3条）

（1）宅地建物取引業の範囲

宅地建物取引業を営もうとするものは、宅地建物取引業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受ける必要があります。

宅地建物取引業とは、

- 宅地または建物の売買
- 宅地または建物の交換
- 宅地または建物の売買、交換または賃借の代理
- 宅地または建物の売買、交換または賃借の媒介する行為で業として行うものと規定されています。

すなわち、免許を要する宅建業とは、営利を目的として不特定多数の者に対して継続的または反復的に行うもので社会通念上事業の遂行と見られる程度の業行為をいいます。

（2）免許行政庁等

免許行政庁等については下表のとおりです。

免許権者	2以上の都道府県に事務所を設置し、宅地建物取引業を営もうとする場合		1の都道府県に事務所を設置し、宅地建物取引業を営もうとする場合	
	法人	個人	法人	個人
国土交通大臣	○	○	—	—
都道府県知事	—	—	○	○

- 法人・・・株式会社、有限会社、公益法人、事業協同組合等の商法、民法またはその他の法律により法人格を有し、宅地建物取引業を営もうとする者
- 個人・・・個人が宅地建物取引業を営なもうとする者

（3）免許の有効期間

宅地建物取引業の免許の有効期間は5年間です。

なお、有効期間満了後引き続き業を営もうとする者は、その有効期間が満了する日の90日前から30日前までに免許の更新申請を行う必要があります。

(4) 免許申請書類の提出方法

免許申請書類の提出方法については、下表のとおりです。

免許申請の種類	提出先	提出部数
国土交通大臣 免許	主たる営業所を所管する都道府県を経由して各地方整備局等へ提出	正本1部及び 副本1部
都道府県知事 免許	営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して下さい。	当該都道府県の定める部数

(5) 免許申請に必要な書類

種別	様式名	様式番号	施行規則
宅地建物取引業の免許申請	免許申請書 (第1面)	第1号	第1条の2
	〃 (第2面)		
	〃 (第3面)		
	〃 (第4面)		
	〃 (第5面)		
	宅地建物取引業経歴書 (第1面)	第2号 添付書類 (1)	
	〃 (第2面)	〃	
	5条誓約書	〃 添付書類 (2)	
	専任の取引主任者設置証明書	〃 添付書類 (3)	
	相談役及び顧問	〃 添付書類 (4)	
	100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者		
	事務所を使用する権原に関する書面		
	略歴書		
資産に関する調書	〃 添付書類 (7)		
宅地建物取引業に従事する者の名簿	〃 添付書類 (8)		
書換え	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書	第3号の2	第4条の2
再交付	〃 再交付申請書	第3号の3	第4条の3
変更届	宅地建物取引業者名簿登記事項変更届出書 (第1面)	第3号の4	第5条の3
	〃 (第2面)		
	〃 (第3面)		
	〃 (第4面)		
廃業届	廃業等届出書	第3号の5	第5条の5
50条2項	50条2項届出書	第12号	第19条
供託	営業保証金供託届出書	第7号の6	第15条の5

申請書様式につきましては、p 8～p 45を参考としてください。

(6) 登録免許税及び更新手数料

① 国土交通大臣の新規免許申請の場合

登録免許税として9万円（H13.4.1現在）を納付し、その領収書原本を貼付する。

納税地一覧表

免許を受けようとする 地方整備局長等の名称	納税地の名称及び所在地
北海道開発局長	札幌国税局札幌北税務署 北海道札幌市北区北三十一条西7-3-1
東北地方整備局長	仙台国税局仙台北税務署 宮城県仙台市青葉区上杉1-1-1
関東地方整備局長	関東信越国税局大宮税務署 埼玉県さいたま市大宮区土手町3-184
北陸地方整備局長	関東信越国税局新潟税務署 新潟県新潟市営所通二番町692-5
中部地方整備局長	名古屋国税局名古屋中税務署 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2
近畿地方整備局長	大阪国税局東税務署 大阪府大阪府中央区大手前1-5-63
中国地方整備局長	広島国税局広島東税務署 広島県広島市中区上八丁堀3-19
四国地方整備局長	高松国税局高松税務署 香川県高松市天神前2-10
九州地方整備局長	福岡国税局博多税務署 福岡県福岡市東区馬出1-8-1
沖縄総合事務局長	沖縄国税事務所那覇税務署 沖縄県那覇市旭町9

② 国土交通大臣免許の更新の場合

収入印紙3万3千円（消印無効）（H13.4.1現在）

③ 都道府県知事免許（新規（免許換えを含む）・更新）

各都道府県が条令で定めております。

2. 窓口情報

(1) 提出先窓口

大臣免許、知事免許ともに提出先窓口は表 1 の各都道府県宅地建物取引業免許事務担当課になります。

(2) 受付時間

提出先窓口にご照会下さい。

(3) 相談窓口

表 1 の各都道府県宅地建物取引業免許事務担当課又は各地方整備局建設産業課等

3. 手続情報

(1) 免許の基準（宅地建物取引業法第5条）

免許を受けようとする者が次に掲げる欠格要件の一に該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けている場合には免許を与えることはできません。

(参考)

免許の欠格要件（宅地建物取引業法第5条第1項）

1) 5年間免許を受けられない場合

- 免許不正取得、情状が特に重い不正行又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合
- 免許不正取得、情状が特に重い不正行又は業務停止処分違反をした疑いがあるとして聴聞の公示をされた後、廃業の届出を行った場合
- 禁固以上の刑又は宅地建物取引業違反により罰金の刑に処せられた場合
- 宅地建物取引業に関し不正または著しく不当な行為をした場合

2) その他の場合

- 禁治産者、準禁治産者または破産者で復権を得ない者
- 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな場合
- 事務所に専任の取引主任者を設置していない場合

(2) 標準処理期間

- ① 国土交通大臣免許（新規・更新）については、おおむね100日程度です。
- ② 都道府県知事免許については表1の各都道府県宅地建物取引業免許事務担当課へご照会下さい。

(3) 不服申立方法

行政不服審査法の規定によります。

表 1

都道府県宅地建物取引業免許事務担当課一覧

都道府県宅地建物取引業 免許事務担当課名	電 話 番 号
北海道建設部建築指導課	011-231-4111
青森県土木部建築住宅課住宅政策グループ	017-734-9692
岩手県土木部建築住宅課	019-651-3111
宮城県土木部建築宅地課	022-211-2111
秋田県建設交通部建築住宅課	018-860-2565
山形県土木部建築住宅課	023-630-2641
福島県土木部建築領域建築指導グループ	024-521-7523
茨城県土木部都市局建築指導課	029-301-4722
栃木県土木部住宅課	028-623-2488
群馬県土木部監理課宅建業グループ	027-226-3525
埼玉県土木部整備部開発指導課	048-830-5488
千葉県土木部整備部建設・不動産課不動産業室	043-223-3238
東京都都市整備局住宅推進部不動産課	03-5320-5072
神奈川県土木部整備部建設業課宅建指導班	045-210-6315
新潟県土木部都市局都市政策課	025-280-5427
富山県土木部建築住宅課	076-444-3355
石川県土木部建築住宅課	076-225-1778
福井県土木部建築住宅課住宅計画グループ	0776-20-0505
山梨県土木部住宅課	055-223-1730
長野県住宅部建築管理課	026-235-7334
岐阜県基盤整備部建築指導課宅建係	058-272-1111
静岡県都市住宅部都市政策総室不動産取引室	054-221-3072
愛知県建設部住宅管理課	052-954-6583
三重県土木部整備部建築開発室宅建業・屋外広告物グループ	059-224-2708
滋賀県土木交通部住宅課	077-528-4231
京都府土木建築部建築指導課	075-414-5343
大阪府建築都市部建築振興課宅建業指導グループ	06-6941-0351
兵庫県土木部整備部まちづくり局民間住宅室	078-362-3612
奈良県土木部建築課	0742-27-7563
和歌山県土木部整備部都市住宅局公共建築課	073-441-3243
鳥取県生活環境部住宅政策課	0857-26-7411
島根県土木部建築住宅課	0852-22-5226
岡山県土木部都市局建築指導課	086-226-7504
広島県土木部建築部都市局建築課	082-513-4185
山口県土木部建築部住宅課	083-933-3883
徳島県土木部整備部建築開発指導課	088-621-2604
香川県土木部住宅課	087-832-3582
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課	089-941-2779
高知県土木部住宅企画課	088-823-9861
福岡県建築都市部建築指導課	092-643-3718
佐賀県土木部づくり本部建築住宅課	0952-25-7164
長崎県土木部建築課	095-823-0780
熊本県土木部建築課	096-381-8912
大分県土木部建築住宅課	097-536-1111
宮崎県土木部建築住宅課	0985-26-7195
鹿児島県土木部建築課	099-286-3707
沖縄県土木部建築部建築指導課	098-866-2413

表 2

地方整備局等担当課一覧

地方整備局等担当課名	電 話 番 号
北海道開発局事業振興部建設産業課	0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1
東北地方整備局建政部計画・建設産業課	0 2 2 - 2 2 5 - 2 1 7 1
関東地方整備局建政部建設産業課	0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1
北陸地方整備局建政部計画・建設産業課	0 2 5 - 2 6 6 - 1 1 7 1
中部地方整備局建政部建設産業課	0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 1 9
近畿地方整備局建政部建設産業課	0 6 - 6 9 4 2 - 1 1 4 1
中国地方整備局建政部計画・建設産業課	0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1
四国地方整備局建政部計画・建設産業課	0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 6 1
九州地方整備局建政部計画・建設産業課	0 9 2 - 4 7 1 - 6 3 3 1
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1

別記

様式第一号（第一条関係）

(A4)

1110

免許申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 商号又は名称

郵便番号 ()

主たる事務所の
所在地

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

電話番号 () -

ファクシミリ番号 () -

印

受付番号

受付年月日

申請時の免許証番号

()

(有効期間： 年 月 日～ 年 月 日)

免許の

種類 1.新規

2.免許換え新規→

免許換え後の

免許権者コード

3.更新

* 免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
* 免許年月日	年 月 日
* 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

項番

◎商号又は名称

11

フリガナ	<input type="text"/>
商号又は 名称	<input type="text"/>

法人・個人の別

- 1.法人
 2.個人

確認欄

◎代表者又は個人に関する事項

12

役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>
フリガナ	<input type="text"/>		
氏名	<input type="text"/>		
生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>

確認欄

◎宅地建物取引業以外に行っている事業
がある場合にはその種類

13

兼業 コード	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>

◎資本金（千円）

<input type="text"/>	<input type="text"/>	億	<input type="text"/>	千万	<input type="text"/>	百万	<input type="text"/>	十万	<input type="text"/>	万	<input type="text"/>	千
----------------------	----------------------	---	----------------------	----	----------------------	----	----------------------	----	----------------------	---	----------------------	---

◎所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその名
称

所属 団体 コード	<input type="text"/>	(加入： 年 月 日)
	<input type="text"/>	(加入： 年 月 日)
	<input type="text"/>	(加入： 年 月 日)
	<input type="text"/>	(加入： 年 月 日)
	<input type="text"/>	(加入： 年 月 日)

確認欄

受付番号 申請時の免許証番号

* ()

項番

30	事務所の別	1.主たる事務所 2.従たる事務所	* 事務所コード	<input type="text"/>
	事務所の名称	<input type="text"/>		

◎事務所に関する事項

31	郵便番号	<input type="text"/>
	所在地市区町村コード	都道府県 <input type="text"/> 市郡区 <input type="text"/> 区町村 <input type="text"/>
	所在地	<input type="text"/>
	電話番号	<input type="text"/>
	従事する者の数	<input type="text"/>

確認欄
*

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32	登録番号	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

確認欄
*

◎専任の取引主任者に関する事項

41	登録番号	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

確認欄
*

41	登録番号	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

確認欄
*

41	登録番号	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

確認欄
*

	受付番号		申請時の免許証番号	
	*	()		
項番	30	事務所の名称		* 事務所コード

◎専任の取引主任者に関する事項 (続き)

41	登録番号		確認欄 *
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	

41	登録番号		確認欄 *
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	

41	登録番号		確認欄 *
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	

41	登録番号		確認欄 *
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	

41	登録番号		確認欄 *
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	

(第五面)

登録免許税納付書・領収証書又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

備 考

1 各面共通事項

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「役名コード」の欄には、下表により該当する役名のコードを記入すること。
 - ア 個人の場合には記入すること。
 - イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
 - ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。
 - エ 商法第188条第2項第9号の規定に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

01	代表取締役(株式会社・有限会社)	05	社員(合名会社)	13	代表執行役(株式会社)
02	取締役(株式会社・有限会社)	06	無限責任社員(合資会社)	14	執行役(株式会社)
03	監査役(株式会社・有限会社)	07	理事	09	その他
04	代表社員(合名会社)	08	監事		

- ④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引主任者である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3
---	---

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 □ [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口に備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄には、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

震	が	関	2	-	1	-	3	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑨ 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

- ① 「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合にのみ、上記1②の表により該当する免許換え後のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道知事である場合には「01」を記入すること。
- ③ 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」も、上段から左詰めで記入すること。
- ④ 「法人個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であつても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。）。
- ⑥ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には、「50」を記入すること。

01	農 業	05	建設業	09	卸売・小売業、飲食店	13	サービス業
02	林 業	06	製造業	10	金融・保険業	14	その他
03	漁 業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱 業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		

- ⑦ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産業関係業界団体が無い場合には「50」を記入すること。

01	(社)高層住宅管理業協会	07	(社)日本高層住宅協会
02	(社)日本住宅建設産業協会		
03	(社)全国住宅地協業連合会の会員である各協会	09	(社)日本ビルゼン協会連合会の会員である各協会
04	(社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	10	(社)不動産協会
05	(社)全日本不動産協会	11	(社)不動産流通経営協会
06	(社)都市開発協会	12	その他

- ⑧ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番00の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

5 第四面関係

① 「専任の取引主任者に関する事項(続き)」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。

② 第四面は、項番30の事務所ごとに作成すること。

③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

種 類		期 間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間
売 却	宅地						
		価 額 (千円)					
	建物						
		価 額 (千円)					
建宅 地及 物び	数						
	価 額 (千円)						
合 計							
	価 額 (千円)						
購 入	宅地						
		価 額 (千円)					
	建物						
		価 額 (千円)					
建宅 地及 物び	数						
	価 額 (千円)						
合 計							
	価 額 (千円)						
交 換	宅地						
		価 額 (千円)					
	建物						
		価 額 (千円)					
建宅 地及 物び	数						
	価 額 (千円)						
合 計							
	価 額 (千円)						

備考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

添付書類 (2)

誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人及び法定代理には、法第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

印

(法定代理人氏名

印)

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事

添 付 書 類 (3)

専任の取引主任者設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第15条第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事

商号又は名称

氏 名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の取引主任者の数	宅地建物取引業に従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

(第一面)

相 談 役 及 び 顧 問 (法 人 の 場 合)

受付番号

申請時の免許証番号

* | | | | | | | |

| | | () | | | | | |

項番

51

役名コード		就任年月日		年		月		日
フリガナ								
氏名								
生年月日		年		月		日		
住所市区町村コード		都道府県			市郡区			区町村
住所								

確認欄

* |

51

役名コード		就任年月日		年		月		日
フリガナ								
氏名								
生年月日		年		月		日		
住所市区町村コード		都道府県			市郡区			区町村
住所								

確認欄

* |

51

役名コード		就任年月日		年		月		日
フリガナ								
氏名								
生年月日		年		月		日		
住所市区町村コード		都道府県			市郡区			区町村
住所								

確認欄

* |

51

役名コード		就任年月日		年		月		日
フリガナ								
氏名								
生年月日		年		月		日		
住所市区町村コード		都道府県			市郡区			区町村
住所								

確認欄

* |

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (法人の場合)

受付番号

* | | | | |

申請時の免許証番号

| | () | | | | |

項番

52

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
住所又は所在地	

確認欄
* |

52

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
住所又は所在地	

確認欄
* |

52

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
住所又は所在地	

確認欄
* |

52

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
住所又は所在地	

確認欄
* |

備 考

1 各面共通事項

- ① この書面は、申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「住所市区町村コード」及び「市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口に備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑤ 「住所」及び「住所又は所在地」の欄は、④により記入した住所市区町村コード及び市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	-	1	-	3	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

- ⑥ 第一面又は第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

2 第一面関係

- ① 「役名コード」の欄は、下表により該当する役名のコードを記入すること。

11	相談役
12	顧問

- ② 「就任年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

[平成元年8月23日の場合]

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

と。

3 第二面関係

- ① 氏名又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名又は名称」の欄も左詰めで記入すること。なお、株主又は出資者が個人である場合には、姓と名の間に1文字分空けて記入すること。
- ② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人の場合にのみ記入すること。その場合に最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

—

0	1
---	---

年

0	8
---	---

月

2	3
---	---

日
[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ③ 「割合」の欄は、株式会社にあつては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあつては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。						
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>						

備 考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

添付書類 (6)

略歴書

住所	電話番号 () -		
(フリガナ) 氏名		生年月日	年 月 日
職名		登録番号	
職歴	期間	従事した職務の内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

添 付 書 類 (7)

資産に関する調書

年 月 日現在 (A4)

資 産	価 格	摘 要
資 産 現金預金 有価証券 未収入金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

備 考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

170

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号
*

申請時の免許証番号
 ()

事務所コード
*

事務所の名称 _____

従事する者 _____ 名 うち専任の取引主任者 _____ 名

項番

項番	業 務 に 従 事 す る 者							
	氏 名	生 年 月 日	性 別	従業者証 明書番号	主たる 職務内容	取引主任者であるか 否かの別		
61								
1						1. 男 2. 女		[]
2						1. 男 2. 女		[]
3						1. 男 2. 女		[]
4						1. 男 2. 女		[]
5						1. 男 2. 女		[]
6						1. 男 2. 女		[]
7						1. 男 2. 女		[]
8						1. 男 2. 女		[]
9						1. 男 2. 女		[]
10						1. 男 2. 女		[]
11						1. 男 2. 女		[]
12						1. 男 2. 女		[]
13						1. 男 2. 女		[]
14						1. 男 2. 女		[]
15						1. 男 2. 女		[]
16						1. 男 2. 女		[]
17						1. 男 2. 女		[]
18						1. 男 2. 女		[]
19						1. 男 2. 女		[]
20						1. 男 2. 女		[]
21						1. 男 2. 女		[]
22						1. 男 2. 女		[]
23						1. 男 2. 女		[]
24						1. 男 2. 女		[]
25						1. 男 2. 女		[]

確認欄
*

備 考

- ① この書面は、事務所ごとに作成すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。
また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。
なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。
- ⑤ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	0	1	0	8	2	3
---	---	---	---	---	---	---

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- ⑧ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。
- ⑨ 取引主任者である者については、[]内に登録番号を記入し、このうち専任の取引主任者である者については、[]の前に○印を付けること。

(記入例)

○	[(東京)000100]
---	--------------

 [東京都知事登録第000100号である専任の取引主任者の場合]

- ⑩ この書面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 商号又は名称
郵便番号 ()
主たる事務所の所在地
氏名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

受付番号
* | | | | | | | |

受付年月日
* | | | | | | | |

申請時の免許証番号
| | () | | | | | | | |

変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日
(フリガナ) 商号又は名称			
(フリガナ) 代表者氏名			
主たる事務所の所在地			

確認欄
 *

備 考

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 商号又は名称
郵便番号 ()
主たる事務所の所在地
氏名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

受付番号
* | | | | | | | |

受付年月日
* | | | | | | | |

申請時の免許証番号
| | () | | | | | | | |

(フリガナ) 商号又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損

確認欄
*

備 考

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。
- ④ 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した免許証を添えること。

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、

- (1) 商号又は名称 (2) 代表者又は個人 (3) 役員 (4) 事務所 (5) 政令第2条の2で定める使用人
- (6) 専任の取引主任者 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届出者 商号又は名称
郵便番号 ()
主たる事務所の所在地
氏名
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

印

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号 ()

項番

◎商号又は名称

11	変更年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	
	変更後	フリガナ	<input type="text"/>					
		商号又は名称	<input type="text"/>					

↑	変更後	フリガナ	<input type="text"/>				
	変更前	商号又は名称	<input type="text"/>				

確認欄

◎代表者又は個人に関する事項

変更区分

12	変更年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	
	変更後	役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>			
		フリガナ	<input type="text"/>					
		氏名	<input type="text"/>					
		生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

- 1. 就退任
- 2. 氏名

↑	変更年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	
	変更後	役名コード	<input type="text"/>	登録番号	<input type="text"/>			
		フリガナ	<input type="text"/>					
		氏名	<input type="text"/>					
		生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

確認欄

2 | 4 | 0

受付番号

申請時の免許証番号 ()

項番 ◎役員に関する事項 (法人の場合)

変更区分

21

変 更 後	変 更 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	役 名 コ ー ド	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	登 録 番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	フ リ ガ ナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏 名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	生 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

- 1. 就退任
- 2. 氏 名

変 更 前	変 更 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	役 名 コ ー ド	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	登 録 番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	フ リ ガ ナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏 名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	生 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

確認欄

21

変 更 後	変 更 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	役 名 コ ー ド	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	登 録 番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	フ リ ガ ナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏 名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	生 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

変更区分

- 1. 就退任
- 2. 氏 名

変 更 前	変 更 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	役 名 コ ー ド	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	登 録 番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	フ リ ガ ナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏 名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	生 年 月 日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

確認欄

受付番号 申請時の免許証番号 ()

項番 30

事務所の別	1.主たる事務所 2.従たる事務所	* 事務所コード
事務所の名称		

◎事務所に関する事項

変更区分 1. 新設・廃止 2. 名称・所在地

31 変更年月日 年 月 日

変	事務所の別	* 事務所コード
	事務所の名称	
更	郵便番号	都道府県 市郡区
	所在地市区町村コード	区町村
後	所在地	
	電話番号	
	従事する者の数	

↑

変更前	変更年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	事務所の名称	
	所在地	

確認欄 *

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分 1. 就退任 2. 氏名

32 変更年月日 年 月 日

変	登録番号	
	フリガナ	
更	氏名	日
	生年月日	

↑

変更前	変更年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	登録番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

確認欄 *

(第四面)

2 6 0

受付番号 () 申請時の免許証番号

項番 30

事務所の別	1.主たる事務所 2.従たる事務所	* 事務所コード	<input type="text"/>
事務所の名称	<input type="text"/>		

◎専任の取引主任者に関する事項

32

変更後	変更年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	変更区分	<input type="text"/>	1. 就退任		
	登録番号	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		2. 氏名	<input type="text"/>			
	フリガナ	<input type="text"/>										
	氏名	<input type="text"/>										
	生年月日	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

↑

変更前	変更年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	登録番号	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>	
	フリガナ	<input type="text"/>					
	氏名	<input type="text"/>					

確認欄

32

変更後	変更年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	変更区分	<input type="text"/>	1. 就退任		
	登録番号	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		2. 氏名	<input type="text"/>			
	フリガナ	<input type="text"/>										
	氏名	<input type="text"/>										
	生年月日	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

↑

変更前	変更年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	登録番号	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>	
	フリガナ	<input type="text"/>					
	氏名	<input type="text"/>					

確認欄

備考

1 各面共通事項

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)イに従うこと。

(記入例) ア

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

イ

9	9
---	---

 ()

5	0
---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

—

0	1
---	---

年

0	8
---	---

月

2	3
---	---

日

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ④ 「役名コード」の欄には、下表により該当する役名のコードを記入すること。
 - ア 個人の場合には記入すること。
 - イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
 - ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。
 - エ 商法第188条第2項第9号の規定に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

01	代表取締役(株式会社・有限会社)	05	社員(合名会社)	13	代表執行役(株式会社)
02	取締役(株式会社・有限会社)	06	無限責任社員(合資会社)	14	執行役(株式会社)
03	監査役(株式会社・有限会社)	07	理事	09	その他
04	代表社員(合名会社)	08	監事		

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引主任者である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3	0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

 [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口に備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄には、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	-	1	-	3	-	-
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 項番²の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
 - ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

- 項番²の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
- ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番³⁰の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番³⁰の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番³¹の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
 - ア 事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ⑤ 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	3	5	8	0	-	4	3	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。
- ⑦ 項番³²の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより、項番³⁰の事務所ごとに作成すること。
 - ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合

- 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があつた場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番41の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ア 専任の取引主任者に交代があつた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 専任の取引主任者に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 専任の取引主任者を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 専任の取引主任者の氏名に変更があつた場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事

届出者 住 所

氏 名

印

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

* | | | | |

* | | | | |

| | () | | | | |

届 出 の 理 由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 5. 廃止
商 号 又 は 名 称	
氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 精算人 5. 本人

確認欄

* |

備 考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出者の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	1
---	---

 (5)

:	:	:	1	:	0	:	0
---	---	---	---	---	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「届出の理由」及び「宅地建物取引業者と届出人との関係」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ④ 死亡の場合にあっては「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所において、下記の事項を届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知 事 殿

商号又は名称

免許証番号 国土交通大臣 () 第 号
知事

代表者氏名



1 所在地	届出の対象となる案内所、 展示会等の場所		名 称					
			所在地	電話番号				
2 業務の 内容	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介					
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理					
2 業務の 内容	取り扱う 宅地建物の 内容等	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 国土交通大臣 () 第 号 知事				
		物件の 種類等	名 称					
			所 在 地					
			宅 地		区画	敷地面積の合計	㎡	
			戸 建 住 宅		戸	延べ面積の合計	㎡	
区分所有建物		戸	延べ面積の合計	㎡				
3	業務を行う期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
4	専任の取引主任者に 関する事項		氏 名		登 録 番 号			

備 考

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

- ① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。
- ③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあつては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあつては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の取引主任者に関する事項」

案内所等に派遣するすべての専任の取引主任者の氏名及び登録番号を記入すること。

営業保証金供託済届出書

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

届出者 商号又は名称
郵便番号 ()
主たる事務所の所在地
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () -
ファクシミリ番号 () -

印

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託いたしましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
*	*	()

供託の原因 <input type="checkbox"/>	1. 新規免許の取得 (法第25条)		2. 事務所の新設 (法第26条)		
	3. 不足額の発生 (法第28条)		4. 保管替え等 (法第29条)		
5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第64条の15)					
6. 変換 (差し替え)					
供 託 番 号			供 託 年 月 日		
年度	1. 金	2. 証	第	号	
	3. 国				
金 銭 の 場 合 の 供 託 額 (円)			額 面		
有 価 証 券 の 場 合 の 供 託 額			円		
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)					
振 替 国 債 の 場 合 の 供 託 額 (円)					
変換の場合には、 変換前の供託物に 関する事項	供 託 番 号			供 託 年 月 日	
	年度	1. 金	2. 証	3. 国	第 号
	年度	1. 金	2. 証	3. 国	第 号
今回の供託に係る 事務所に 関する事項	名 称			所 在 地	

確認欄

*

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)イに従うこと。

(記入例) ア

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

イ

9	9
---	---

 ()

5	0
---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「供託の原因」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 「供託番号」の欄は、右詰め、最初の口には下表より該当する元号のコードを記入すること。

(記入例)

H	1	年度	1.金	2.証	第	5	0	0	号
---	---	----	-----	-----	---	---	---	---	---

 [平成元年度 証 第500号の場合]

S	昭和	H	平成
---	----	---	----

- ⑤ 「金銭の場合の供託額」の欄は、右詰め、記入すること。

(記入例)

5	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

 [金銭 500万円の場合]

- ⑥ 「有価証券の場合の供託額」の欄には、振替国債を除いた有価証券の供託額の額面金額を記入すること。

(記入例)

額面	5,000,000円
----	------------

 [地方債証券 500万円の場合]

- ⑦ 「有価証券の場合の営業保証金に充当される額」の欄は、その有価証券を営業保証金に充てることができる金額を記入すること。

(記入例)

4	5	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

 [地方債証券 500万円の場合]

- ⑧ 有価証券のうち振替国債を供託する場合は、「振替国債の場合の供託額」の欄に、その金額を記入すること。

- ⑨ 「今回の供託に係る事務所に係る事項」の欄には、供託の原因が不足額の発生である場合には記入しないこと。